

学校法人日本体育大学利益相反マネジメント規程

令和3年1月18日

理事長制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本体育大学（以下「法人」という。）の設置する日本体育大学（以下「大学」という。）及び他の設置学校が、学校法人日本体育大学利益相反マネジメントポリシーに則り、教職員の産学官連携活動等に伴って生ずる利益相反問題に適切に対処（マネジメント）することにより、法人及び教職員の社会的信用及び名譽を保持することを目的とする。

2 法人の理事に係る競業及び利益相反については、私立学校法第40条の5による。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 「利益相反」とは、次に掲げるものをいう。

ア 個人としての利益相反：教職員が産学官連携活動等に伴って利益を得る場合に、教育・研究という教職員の責務と相反する状況にあること

イ 組織としての利益相反：法人が産学官連携活動等に伴って利益を得る場合に、教育・研究という社会的責務と相反する状況にあること

ウ 責務相反：教職員が、主に兼業活動に際して企業等に職務遂行義務を負う場合に、法人に対する職務専念義務と企業等に対する職務遂行義務とが両立し難い状況にあること

(2) 「教職員」とは、法人の専任教員及び専任の事務職員を総称していう。

(3) 「企業等」とは、法人外の企業（株式会社日体サービスを除く。）、団体又は個人事業者をいう。

(4) 「兼業」とは、企業等と取締役、顧問、相談役、嘱託、従業者等の名目及び報酬の有無を問わず利害の関係を結ぶことをいい、うち法人と競合する事業を行うことを「競業」という。ただし、医師である教職員が法人における適正な手続きを経て、他の医療機関に非常勤の勤務をする場合を除く。

(5) 「臨床研究」とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の法令に基づき実施される研究、「人を対象とする医学系研究に関する

倫理指針」等の指針の適用範囲に含まれる研究をいう。

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは、教職員による次の各号に掲げる行為をその対象として実施する。

- (1) 企業等との兼業活動をする行為
- (2) 臨床研究を実施する行為（他の研究者の研究に参加する場合を含む。）
- (3) 共同研究や受託研究を実施する行為（他の研究者の研究に参加する場合を含む。）
- (4) 公的研究費の交付を申請する行為及び公的研究費に係る研究事業を実施する行為（他の研究者の研究に参加する場合を含む。）
- (5) 発明その他の技術を他に技術移転する行為
- (6) 企業等から一定額以上の物品の購入、又は役務の提供を受ける行為
- (7) 外部者から見て、利益相反の弊害が生ずるかのように懸念される行為

2 第4条に規定するCOI委員会は、必要がある場合には、教職員以外の者の前項各号の行為を利益相反マネジメントの対象に加えることができる。

第2章 COI委員会の組織

(COI委員会)

第4条 第1条の目的のもとに、大学における利益相反マネジメントに関する重要事項について審議し、決定するとともに、利益相反問題に関する審査を適正かつ公正に遂行するため、日本体育大学利益相反マネジメント委員会（以下「COI委員会」という。）を置く。

2 COI委員会は、必要に応じて随時開催する。

(COI委員会の構成)

第5条 COI委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、各委員は、学長が任命する。

- (1) 大学の副学長又は学部長 1名
- (2) 大学教職員の中から、前号の委員が推薦する者 1名
- (3) 第1号の委員が推薦する者 外部有識者を含む若干名

2 委員は、就任時に別に定める誓約書を学長に提出しなければならない。

3 外部委員については、別に定めるところにより謝礼金を支出することができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 COI委員会に委員長を置き、第5条第1項第1号の委員をもってこれに充てる。

2 委員長は、COI委員会を招集し、議長となる。

(副委員長)

第8条 COI委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員の中から、委員長の推薦に基づき学長がこれを任命する。

3 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長がCOI委員会に出席できない場合にその職務を代行する。

(利益相反アドバイザー)

第9条 利益相反に関する教職員からの個別相談に応ずるとともに、COI委員会の円滑な運営を図る等のため、必要あるときは、COI委員会に利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 アドバイザーは、利益相反に関する専門的知識を有する者の中から委員長が指名し、任命する。

(事務局)

第10条 COI委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、大学の管理部庶務課に置き、事務は、管理部庶務課及び総合スポーツ科学研究センターが行う。

第3章 COI委員会の審議

(審議事項)

第11条 COI委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 次条に定める教職員の自己申告に関する事（うち審議対象は、事務局においてCOI委員会の審議が相当であると認めたものとする。）

(2) 利益相反に係る相談・助言に関する事

(3) 利益相反に係る広報・啓発に関する事

(4) 利益相反案件に係る調査、助言、是正勧告、是正命令に関する事

(5) その他利益相反に関すること

(自己申告)

第12条 教職員は、第3条第1項各号のいずれかに該当するときは、原則として当該行為を行う前に、事務局を経由してCOI委員会に対し、自己申告しなければならない。

2 自己申告の後に、内容に不十分な事項等が判明したときは、当該教職員は、その旨を直ちに申告しなければならない。

3 事務局は、前2項の申告があった場合において、COI委員会でのマネジメントが必要と判断したときは、速やかにCOI委員会に回付する。

(議事)

第13条 COI委員会の開催には、委員総数の過半数の出席を要する。ただし、欠席委員が委員長その他特定の委員に一任する旨の委任状又は審議事項に対する意見を明確に表明する文書を予め提出した場合は、当該委員は出席とみなす。

2 COI委員会は、審議に際して必要あるときは、当該審議事項の当事者及びその関係者にCOI委員会への出席を要請し、又は文書による説明を求めることができる。

3 COI委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長が決する。

4 前項にかかわらず、審議事項の対象となった委員の扱いは、日本体育大学利益相反マネジメント委員会参加基準第3条及び第4条に定めるところによるほか、COI委員会が定めるところによる。

(持ち回り審議)

第14条 COI委員会は、委員長の判断により、各委員（審議に加わることができない委員を除く。）の持ち回り審議とすることができる。

第4章 利益相反マネジメントの実施

(審議結果の報告等)

第15条 COI委員会は、審議事項の審議結果を記録に残すとともに、利益相反の問題があると判断した案件は、必要な意見を付して学長に報告しなければならない。

(是正措置)

第16条 学長は、前条の報告を受け、COI委員会の意見に基づいて、当該案件に利益相反問

題があると判断したときは、利益相反問題を回避又は是正するため、当該案件の当事者及びその関係者に対し、必要な助言又は勧告等の是正措置を告知する。

(異議申立て)

第17条 教職員は、前条の是正措置に不服があるときは、告知を受けた日の翌日から起算して2週間以内に、事務局を経由して学長に対し、異議申立てをすることができる。

2 異議申立てがあったときは、学長は、委員長に対し、当該案件の事実関係を再調査のうえCOI委員会の審議に付するよう指示する。

3 前項の審議の結果、異議申立てに理由がないとされたときは、委員長は、学長に報告するとともに、異議申立てをした教職員に、その旨を告知する。

4 第2項の審議の結果、異議申立てに理由があるとされたときは、委員長は、その旨を学長に報告し、学長は、当該是正措置の告知を取り消し又は変更したうえで、異議申立てをした教職員に、その旨を告知する。

第5章 雑則

(情報公開)

第18条 COI委員会は、大学の利益相反に関する情報を必要な限度で公表する。

2 前項の情報公開に当たっては、対象者等の個人情報の保護に留意しなければならない。

(守秘義務)

第19条 COI委員会の委員、アドバイザー、事務局員及びその他の関係者並びに第13条第2項によりCOI委員会に出席した者は、教職員の自己申告の内容及びCOI委員会の審議の内容等、職務上知り得た一切の情報について、その秘密を守らなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、官公署に情報を開示する必要がある場合、その他COI委員会がその議決により情報を開示する必要があると認めた場合には、学長に対し、必要な相手方に対して必要な限度で情報を開示するよう求めることができる。

(他の設置校における利益相反)

第20条 法人が設置する大学以外の学校（以下「高等学校等」という。）において、第3条第1項各号に掲げる行為が行われる場合は、当該高等学校等の長は、速やかに利益相反マネジメント委員会を設置する。

2 前項の委員会の組織、審議及び利益相反マネジメントの実施等は、この規程の各条項に準じて読み替える等により、当該高等学校等の長が定める。

(規定外事項)

第21条 この規程に定めのない事項については、大学については学長が、高等学校等については当該高等学校等の長それぞれが定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、学長又は高等学校等の長の意見を聴いて理事長が行う。

附 則

この規程は、令和3年1月18日から施行する。